

令和3（2021）年11月作成



中小企業等経営強化法に基づく

「経営革新計画」活用の手引き

栃 木 県

産 業 労 働 観 光 部

〈お問い合わせ先〉

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県庁 経営支援課 中小・小規模企業支援室

（本館6階南側）

TEL：028-623-3173

FAX：028-623-3340

<目 次>

1	経営革新計画とは	2
	(1) 対象となる事業者の要件.....	3
	(2) 経営革新計画の承認基準.....	4
	(3) 計画の策定と承認の流れ.....	6
	(4) 計画作成の支援機関.....	7
	(5) 申請書類.....	8
	(6) 様式のダウンロード.....	8
	(7) 提出先.....	8
2	各種支援策	10
3	記載例	13
4	計画承認後について	30
	(1) 実施状況（フォローアップ）調査・終了企業調査.....	30
	(2) フォローアップアドバイザー派遣.....	30
	(3) 変更申請.....	30
	(4) 経営革新計画承認後の手続き（フロー図）.....	30
5	その他（共同申請、変更申請様式、日本標準産業分類	31

1 経営革新計画とは

経営革新計画とは、「中小企業等経営強化法」（以下「法」という。）に基づき、特定事業者が【新事業活動】に取り組み、【経営の相当程度の向上】を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。栃木県では、こうした創意ある新たな計画について承認を行い、様々な支援施策を講じることで、目標実現を後押しします。



経営革新計画の流れ

経営革新計画の作成 → 申請 → 知事の承認 → 各種支援策を活用し経営計画を実行
→ 状況調査、フォローアップ

制度の特徴

① 経営革新を幅広く支援

経営課題にチャレンジする事業者の経営革新を、幅広く支援します。

② 柔軟な連携体制で実施可能

中小企業のみならず、異業種交流グループや組合等の多様な形態による取組を支援します。

③ 目標実現のためにすべきことの明確化

経営革新計画は、現状から将来のあるべき姿に到達するための「道しるべ」となるものです。絶えず変化する環境の中で、現在よりも高い水準の目標を設定し、それを実現するために何をすべきかが明確になることで、いつまでに何をやるべきか、中長期的な視点での取り組み、役割分担の明確化など、目標を実現するための指針となります。

(1) 対象となる事業者の要件

- 直近1年間を超える事業実績があること。
- 登記事項証明書上の本社所在地が栃木県内にあること
(個人事業主の場合は、栃木県内に住民登録していること)。

上記の要件を満たし、下記の①又は②に該当する事業者等が対象です。

(従来対象であった中小企業者等について、令和5(2023)年3月31日まで対象とする経過措置があります。詳細はホームページでご確認ください。)

① 特定事業者

1年以上の事業実績を有する、下記に該当する会社(土業法人を含む)及び個人

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

・常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

② 組合、その他

1年以上の事業実績を有する、上記の会社及び個人以外で、下記に該当するもの

組合及び連合会、その他の法人等	要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合、協業組合	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合、一般社団法人	直接又は間接の構成員の3分の2以上が特定事業者であること

- ・間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指します。
- ・NPO法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般財団法人等は対象となりません。
(個人開業医は個人事業主として対象となります。)

(2) 経営革新計画の承認基準

経営革新計画の承認は、下記の①から⑤の基準を全て満たしていることが要件となります。

① 下記1～6に該当する、創意ある新たな取り組みであること

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 新商品の開発又は生産2 新役務（サービス）の開発又は提供3 商品の新たな生産又は販売の方式の導入4 役務（サービス）の新たな提供の方式の導入5 技術に関する研究開発及びその成果の利用6 その他の新たな事業活動 |
|---|

② 個々の事業者にとって、新たな事業活動であること

* 当然行われるべき範囲での事業活動は、新たな事業活動に該当しません。

③ 業種ごとに同業の特定事業者において、既に相当程度普及している技術・方式等の導入でないこと

* 個々の特定事業者にとって創意ある新たな取組であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合にあっても承認の対象となります。

ただし、業種ごとに同業の特定事業者（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

* 知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業等の連携、他の事業者から取得した経営資源の利用、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理まで、経営の向上に資する多様な新事業活動を対象としますが、単に従来事業を拡充するための設備投資、床面積の拡大、店舗の増加等は対象となりません。

④ 当該事業が、経営課題の解決に資するものであること

⑤ 事業期間の終了時点において、次ページの「2つの経営指標」を満たす計画となっていること

* 実現性が低いと認められる計画は承認の対象となりません。

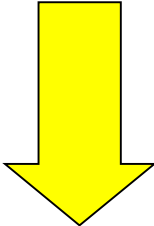
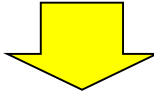
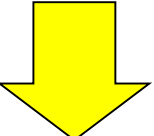
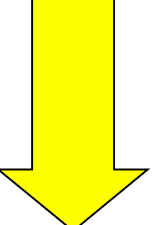

「2つの経営指標」

事業期間（研究開発期間は含めない）	3年	4年	5年
<p style="text-align: center;">付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸び率</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p style="text-align: center;">1人当たりの付加価値額（付加価値額÷従業員数）の伸び率</p> <p>（注意）最終的にマイナスとなる計画は基準を満たしません。</p>	9% 以上	12% 以上	15% 以上
<p style="text-align: center;">給与支給総額（役員及び従業員に支払う給料、賃金、賞与等）の伸び率</p> <p>（注意）給与所得とされない手当（退職手当等）、福利厚生費などは含めません。</p>	4.5% 以上	6% 以上	7.5% 以上

その他の要件

- 「事業期間」は、3年、4年、5年のいずれかの期間で計画して下さい。
- 「事業期間」の前に、「研究開発期間」を設けることができます。この場合、「研究開発期間」と「事業期間」を通算した計画期間が8年を超えないように計画して下さい。
- 事業そのものが本県経済の健全な発展を阻害するものと判断される場合は、承認の対象外となります。
- 許認可等が必要な事業計画の場合は、原則許認可等を取得の上計画を申請してください。ただし、食品衛生法など設備整備後に許可となる場合等は、この限りではありません。

(3) 計画の策定と承認の流れ

作成の流れ	手続等	(参考)
1 計画案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営革新支援機関（次ページ参照）等を活用し、計画案を作成してください。 ● 記載様式は、必ず<u>栃木県のホームページからダウンロード</u>した別表1～8を使用してください。 ● 新事業に該当するかなど事前に確認したい場合は、事前相談シートを作成し、電話またはメールにて経営支援課までご相談下さい。 	<経営革新支援機関> 県内各商工会・商工会議所 ・認定支援機関・よろず支援拠点 等
2 事前相談 (計画案の提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成した下記の書類をメールにてご提出下さい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 別表1～8 ② 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、販管費内訳書、原価報告書 	<送付先アドレス> k-kakushin@ pref.tochigi.lg.jp
3 内容に関する ヒアリング、修正等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話、メール、現地調査等によりヒアリングを実施します。 ● 必要に応じて内容の修正等を行い、最終的な計画案を策定します。 ● 最終的な計画案について、要件を満たす内容であるか確認し、担当者より結果を連絡します。 	
4 申請書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記の書類を郵送または持参にてご送付下さい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 最終的な計画案で作成した申請書（2部） ② 定款の写し（法人の場合） ③ 登記事項証明書（法人の場合） ④ 住民票（個人の場合） ⑤ 直近2期分の決算書類 ⑥ その他必要書類（会社案内等） 	<提出先> 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県産業労働観光部 経営支援課 経営革新計画担当 宛
5 承認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査の結果承認相当と認められた計画について、承認証書を発送します。 	
6 計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、計画の実施状況について調査があります。 	

注意事項

- 経営革新計画の承認は、補助金・融資等の各種支援策を保証するものではありません。各種支援策を希望する場合には、それぞれ所管する支援機関（金融機関等）の審査等を受ける必要があります。
- 経営革新計画の承認は、当該計画における貴社の製品や技術、サービス内容等に係る品質、効果等を保証するものではありません。
- 他の法令に基づく関係機関の許認可等を保証するものではありませんので、事業実施にあたっては、必ず所要の手続きが必要となります。

(4) 経営革新支援機関

経営革新計画の作成に関するご相談は、下記の機関を積極的にご活用ください。(電話は代表番号)

◆商工会

矢板市商工会：0287-43-0272	上三川町商工会：0285-56-2206	下野市商工会：0285-44-0202
うつのみや市商工会：028-673-1830	西方商工会：0282-92-2108	粟野商工会：0289-85-2281
足尾町商工会：0288-93-2267	にのみや商工会：0285-74-0324	益子町商工会：0285-72-2398
茂木町商工会：0285-63-0325	市貝町商工会：0285-68-0071	芳賀町商工会：028-677-0144
壬生町商工会：0282-82-0475	石橋商工会：0285-53-0463	小山市おもいがわ商工会：0285-45-0261
野木町商工会：0280-55-2233	大平町商工会：0282-43-7121	藤岡町商工会：0282-62-2006
岩舟町商工会：0282-55-4307	都賀町商工会：0282-27-4488	塩谷町商工会：0287-45-0511
氏家商工会：028-682-2019	高根沢町商工会：028-675-0337	喜連川商工会：028-686-2122
那須烏山商工会：0287-82-2323	那珂川町商工会：0287-92-2249	黒羽商工会：0287-54-0568
那須町商工会：0287-72-0231	那須塩原市商工会：0287-62-0373	西那須野商工会：0287-36-0697
湯津上商工会：0287-98-2527	佐野市あそ商工会：0283-62-3655	足利市坂西商工会：0284-62-0346

◆商工会議所

宇都宮商工会議所：028-637-3131	足利商工会議所：0284-21-1354	栃木商工会議所：0282-23-3131
佐野商工会議所：0283-22-5511	鹿沼商工会議所：0289-65-1111	
日光商工会議所（今市事務所） ：0288-30-1171	日光商工会議所（日光事務所） ：0288-50-1171	日光商工会議所（鬼怒川事務所） ：0288-70-1171
小山商工会議所：0285-22-0253	真岡商工会議所：0285-82-3305	大田原商工会議所：0287-22-2273

◆栃木県中小企業団体中央会：028-635-2300

◆公益財団法人栃木県産業振興センター：028-670-2600

◆経営革新等支援機関＜中小企業庁HP＞：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

(5) 申請書類

提出書類	部数
① 「経営革新計画に係る承認申請書（栃木県所定の様式）」	2部
② 【法人】定款の写し 及び 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【個人】住民票	1部
③ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書の写し （これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類） ※最近3期間の事業実績がある場合は3期間分提出してください。 ※「製造（売上）原価報告書」、「販売費及び一般管理費」も併せて御提出ください。	1部
④ 経営革新計画で実施する内容がわかる資料（カタログ、図面、写真、パンフレット、特許出願関係資料等）	1部
⑤ 会社案内	1部

※ 複数の特定事業者、組合等で共同申請する場合は、参加している全ての事業者について、上記の書類を提出してください。

(6) 様式のダウンロード

栃木県公式ホームページ<経営革新計画について>

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/kyoka/shigoto/1243319474682.html>

(7) 申請先

〒320-8501

宇都宮市埴田 1-1-20（県庁本館 6 階南側）

栃木県産業労働観光部 経営支援課 中小・小規模企業支援室

Tel : 028-623-3173

E-mail : k-kakushin@pref.tochigi.lg.jp

【共同申請の場合の申請先】

① 複数社共同の場合（代表1社）

申請を代表する中小企業者の本社所在地の都道府県への申請となります。

申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a 社、b 社、c 社の 共同申請 代表 1 社（a 社）	栃木県 （代表 a 社の本社が栃木県に存在）	栃木県または栃木 県以外で活動	栃木県

② 複数社共同の場合（代表3社）

申請を代表する中小企業者3社の本社所在地により、下記のとおり申請先が異なります。

申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社、b社、c社、 d社、e社の共同申請	栃木県 (代表a社、b社、c社の本社が 全て栃木県に存在)	栃木県または栃木 県以外で活動	栃木県
代表3社（a社、b 社、c社）	栃木県・B県・C県 (a社の本社が栃木県、b社の本 社がB県、c社の本社がC県で あって、B県、C県とも関東経済 産業局管内の場合)	栃木県、B県、C県 またはそれ以外の 県で活動	関東経済産業 局又は事業所 管省庁の地方 局
	栃木県・B県・C県 (a社の本社が栃木県、b社の本 社がB県、c社の本社がC県で あって、栃木県、B県、C県が同 一の地方局の区域を越える場 合)	栃木県、B県、C県 またはそれ以外の 県で活動	中小企業庁又 は事業所管省 庁

※ 複数社共同申請の場合、代表は3社以内となります。

※ 経済産業省の地方局、及び事業所管省庁については、県経営支援課（028-623-3174）までお問い合わせください。

2 各種支援策

支援策の利用を希望される中小企業者等は、計画策定と並行して支援策を実施する機関に相談し、「利用できるかどうか」や「利用するための具体的条件」等を御確認ください。

※ 計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認とは別に、それぞれの支援機関における審査が必要となります。詳細は各支援機関にお問い合わせください。

支援策	概要
(1) 栃木県制度融資 (新事業開拓支援資金)	<p>経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金を融資することにより、本県中小企業の活性化を図ることを目的とした融資制度です。</p> <p>◎詳しくはホームページ等で御確認ください。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/1179727675121.html</p>
	<p>お問い合わせ先 栃木県産業労働観光部 経営支援課 金融担当 TEL : 028-623-3181</p>
(2) 日本政策金融公庫 (中小企業事業) による融資制度 (新事業活動促進資金)	<p>日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、特別利率が適用されます。</p> <p>◎詳しくはホームページ等で御確認ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_sjkakushin_m_t.html</p>
	<p>お問い合わせ先 (株)日本政策金融公庫 宇都宮支店 (中小企業事業) 宇都宮市二番町 1-31 TEL : 028-636-7171</p>
(3) 日本政策金融公庫 (国民生活事業) による融資制度 (新事業活動促進資金)	<p>日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、特別利率が適用されます。</p> <p>◎詳しくはホームページ等で御確認ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_sjkakushin_m.html</p>
	<p>お問い合わせ先 (株)日本政策金融公庫 宇都宮支店 (国民生活事業) 宇都宮市二番町 1-31 TEL : 028-634-7141 (株)日本政策金融公庫 佐野支店 (国民生活事業) 佐野市高砂町 2806-1 TEL : 0283-22-3011</p>
(4) 高度化融資制度 (組合等)	<p>高度化事業とは、中小企業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置する事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられるものです。なお、経営革新計画に基づき下記の高度化事業を実施する組合等は、無利子になります。</p>
	<p>お問い合わせ先 栃木県産業労働観光部 経営支援課 金融担当 TEL : 028-623-3179</p>

支 援 策	概 要
(5)信用保証の特例	<p>「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。本特例は経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対して、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げを行うものです。</p>
お問い合わせ先	<p>栃木県信用保証協会 総務部企画課 宇都宮市中央 3-1-4 TEL : 028-635-2121</p>
(6)栃木県ものづくり技術強化補助金 (経営革新計画承認企業枠)	<p>経営革新計画に従って実施する経営革新のための新技術・新製品の研究開発事業の経費の一部を補助する制度です。</p>
お問い合わせ先	<p>栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 TEL : 028-623-3192</p>
(7)起業支援ファンドからの投資	<p>ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等へ投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。起業支援ファンドは、主に創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等へ投資を行うファンドです。</p>
お問い合わせ先	<p>(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課 TEL : 03-5470-1672</p>
(8)中小企業投資育成株式会社からの投資	<p>原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます</p>
お問い合わせ先	<p>東京中小企業投資育成株式会社 TEL : 03-5469-1811</p>
(9)販路開拓コーディネート事業	<p>大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構(関東本部・近畿本部)に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。</p>
お問い合わせ先	<p>(独)中小企業基盤整備機構 関東本部 企業支援課 TEL : 03-5470-1637 (公財)栃木県産業振興センター 経営支援部 取引支援グループ TEL : 028-670-2603</p>

支 援 策	概 要		
(10)フォローアップ アドバイザー派遣 事業	<p>経営革新計画の取組を進める過程で直面した課題解決のため、専門的知識が必要となった場合に、中小企業診断士をフォローアップアドバイザーとして派遣する制度です。</p> <p>計画期間中の経営革新計画承認企業等は県負担で年度内2回までフォローアップアドバイザーの派遣を受けることができます。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 495 683 622">お問い合わせ先</td> <td data-bbox="683 495 1441 622">栃木県産業労働観光部 経営支援課 TEL：028-623-3173</td> </tr> </table>	お問い合わせ先	栃木県産業労働観光部 経営支援課 TEL：028-623-3173
お問い合わせ先	栃木県産業労働観光部 経営支援課 TEL：028-623-3173		
(11)食品等流通合理化促進機構による債務保証	<p>食品製造業者等は、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品等流通合理化促進機構による 債務保証を受けられます。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 712 683 719">お問い合わせ先</td> <td data-bbox="683 712 1441 719">(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL：03-5809-2176</td> </tr> </table>	お問い合わせ先	(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL：03-5809-2176
お問い合わせ先	(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL：03-5809-2176		
(12)海外展開に伴う 資金調達の支援措置	<p>① <u>スタンドバイ・クレジット制度</u>（株式会社日本政策金融公庫法の特例） 中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調 達を支援します。</p> <p>② <u>クロスボーダーローン制度</u>（株式会社日本政策金融公庫法の特例） 中小企業者の外国関係法人等に対し国内親会社を経由せず、日本政策金融公庫が直接貸付けを行う制度です。本制度により、外国関係法人等の円滑な資金調達を支援します。</p> <p>③ <u>中小企業信用保険法の特例</u> 中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。</p> <p>④ <u>日本貿易保険（NEXI）による支援措置</u> 中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から借り入れを行う際に、地銀等の保証に加え、株式会社日本 貿易保険(NEXI) が、海外事業資金貸付保険を付保する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地 通貨の円滑な調達を支援します。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 958 683 1048">お問い合わせ先</td> <td data-bbox="683 958 1441 1048">(株)日本政策金融公庫 中小企業事業 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505</td> </tr> </table>	お問い合わせ先	(株)日本政策金融公庫 中小企業事業 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505
お問い合わせ先	(株)日本政策金融公庫 中小企業事業 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 1261 683 1350">お問い合わせ先</td> <td data-bbox="683 1261 1441 1350">日本政策金融公庫中小企業事業 各支店 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505</td> </tr> </table>	お問い合わせ先	日本政策金融公庫中小企業事業 各支店 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505
お問い合わせ先	日本政策金融公庫中小企業事業 各支店 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 1592 683 1659">お問い合わせ先</td> <td data-bbox="683 1592 1441 1659">(一社) 全国信用保証協会連合会 TEL：03-6823-1200(代)</td> </tr> </table>	お問い合わせ先	(一社) 全国信用保証協会連合会 TEL：03-6823-1200(代)
お問い合わせ先	(一社) 全国信用保証協会連合会 TEL：03-6823-1200(代)		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 1928 683 2018">お問い合わせ先</td> <td data-bbox="683 1928 1441 2018">(株)日本貿易保険 営業第二部 TEL：03-3512-7675</td> </tr> </table>	お問い合わせ先	(株)日本貿易保険 営業第二部 TEL：03-3512-7675
お問い合わせ先	(株)日本貿易保険 営業第二部 TEL：03-3512-7675		

3 記載例

様式第1

経営革新計画に係る承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

〒320-0021
住 所 栃木県宇都宮市埴田〇〇番地〇
名 称 及 び 株式会社△△工業
代表者の職・氏名 代表取締役 □□ □□
(※個人事業の場合)
事業所所在地 栃木県宇都宮市中央〇丁目〇-〇

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【様式 1 の書き方注意点】

① 「住所、名称及び代表者の氏名及び印」

- ・「住所」については、法人の場合は登記上の住所を、個人の場合は住民票の住所を記載してください。
 - ・なお、個人の場合は、代表者の職・氏名の欄の下段に、事業所の所在地もご記載ください。
- ・共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載してください。

別表 1

経営革新計画

申請者名・資本金・業種														
1	申請者名：株式会社△△工業 代表取締役 ○○ ○○ 資本金：10,000千円	業種：(00) ○○製造業 法人番号：5000020090000												
2	実施体制 新商品開発の際には、外部専門家との共同開発を行いたい。													
3	新事業活動の類型	4 経営革新の目標												
	計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 <input type="checkbox"/> 1. 新商品の開発又は生産 <input type="checkbox"/> 2. 新役務の開発又は提供 <input type="checkbox"/> 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 <input type="checkbox"/> 4. 役務の新たな提供の方式の導入 <input type="checkbox"/> 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 <input type="checkbox"/> 6. その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ： <u>新商品△△の開発</u> 目標 当社は、従来、受注型の企業として、地域の親企業等からの受注に応じて、○○商品を生産していた。しかし、最近の業況から、受注生産だけでは生き残れないとの思いが強くなった。そこで、長年培った○○技術を活かし、新商品△△の開発に着手することとした。当該商品開発後は市場調査を行い、販路先を開拓して、売上高や付加価値額を向上させ、当社の経営革新を進めていくこととする。												
5	計画期間又は事業期間：2020年4月～2026年3月													
	研究開発期間：2020年4月～2023年3月	事業期間：2023年4月～2026年3月												
6	1. 当社の現状と経営課題 (1) 沿革 (2) 現在までの事業内容 (3) 経営課題 2. 経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等） (1) 新事業の内容、実施体制 (2) 既存事業との違い (3) 同業他社の取り組み状況と、当社の優位性 * 上記の項目全てについて記載（全体で4～10ページ程度）													
7	経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現 状 (千円)</th> <th>計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 付加価値額</td> <td>623,824千円</td> <td>34.3% (2020年4月～2026年3月 (事業期間3年))</td> </tr> <tr> <td>2 一人当たりの付加価値額</td> <td>5,425千円</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>3 給与支給総額</td> <td>454,870千円</td> <td>42.9%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)	1 付加価値額	623,824千円	34.3% (2020年4月～2026年3月 (事業期間3年))	2 一人当たりの付加価値額	5,425千円	25.6%	3 給与支給総額	454,870千円	42.9%
指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)												
1 付加価値額	623,824千円	34.3% (2020年4月～2026年3月 (事業期間3年))												
2 一人当たりの付加価値額	5,425千円	25.6%												
3 給与支給総額	454,870千円	42.9%												

【別表 1 の書き方注意点】

① 「申請者名・資本金・業種・法人番号」

業種は、日本標準産業分類中分類に掲げる 2桁のコード番号と中分類名 を記載してください。

法人の場合は 資本金（千円単位）、法人番号 を記載してください。

② 「実施体制」

自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載してください。

③ 「新事業活動の種類」

該当するものに○印を付けてください。（複数可）

④ 「経営革新の目標」

- ・どのような新たな取組を行うのか。
- ・なぜその事業を行うのか。
- ・事業のどのような点が新たな取組なのか。

経営革新のテーマ及び計画のポイント を記載してください。

⑤ 「計画期間又は事業期間」、「研究開発期間」、「事業期間」

- ・「事業期間」は、**3年、4年、5年**のいずれかの期間で計画して下さい。
- ・「事業期間」の前に、「研究開発期間」を設けることができます。この場合、「研究開発期間」と「事業期間」を通算した計画期間が8年を超えないように計画して下さい。

例】研究開発期間 3年 + 事業期間 5年 ⇒ 計画期間 8年

例】研究開発期間 0年 + 事業期間 3年 ⇒ 計画期間 3年

⑥ 1. 当社の現状と経営課題

(1) 沿革

- ・設立からこれまでの組織の沿革を、時系列で記載してください。

(2) 現在までの事業内容

- ・現在までの事業内容、現在の主力事業、主力商品などの説明を記載してください。

(3) 経営課題

- ・市場や業界の動向についてできる限り分析し、記載してください。
- ・現在の 自社の経営課題 を分析し、記載して下さい。
- ・今回の 経営革新計画が自社の経営課題をどのように解決するものであるか、記載してください。

2. 経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）

(1) 新事業の内容、実施体制

- ・ どのような取り組みを行うのか、具体的に記載してください。

- ・開発する商品や役務の内容を、具体的に記載してください。
- ・取り組みの方法について、導入設備、実施体制、スケジュールなどが実現可能な計画であるか検討し、具体的に記載してください。

(2) **既存事業との違い**

- ・これまでの事業と異なる、創意ある新たな取り組みであることを説明してください。

(3) **同業他社の取り組み状況と、当社の優位性**

- ・同業他社の状況を調査し、記載してください。
- ・競合商品、競合役務等と比べ、創意工夫した点や優れている点について記載してください。

その他、達成目標や、会社の将来のあるべき姿について、目指す方向性等を自由にご記載ください。

⑦ 「**経営の向上の程度を示す指標等**」

- ・各指標の数値は、別表第3の数値と一致します。

1 「付加価値額」⑫ = 営業利益⑤ + 人件費⑧ + 減価償却費⑩

2 「一人当たりの付加価値額」⑭ = 付加価値額⑫ / 従業員数⑬

3 「給与支給総額」⑦

(1) 法人の場合 給料(※1) + 賃金 + 賞与 + 各種手当(※2)

※1 役員及び従業員に支払う給料

※2 給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含まない。

(2) 個人事業の場合 給与賃金 + 専従者給与 + 青色申告特別控除前の所得金額

(○付き数字は別表3における番号)

各指標の数値は別表3の数値と一致します。

- ・「現状」は、申請直近期末値を用いてください。

- ・「計画終了時の目標伸び率」は、下記により算出してください。

A : 申請直近期末値

B : 計画終了年度末値

$$\text{目標伸び率(\%)} = (B - A) \div |A| \times 100 \quad (\text{小数点以下第2位四捨五入})$$

※ |A| は絶対値を示します。

別表 2

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記入する必要はない。）

1 番号	2 実施項目	計 画			実 績		
		3 評価基準	4 評価 頻度	5 実施 時期	実施 状況	効果	対策
1	新サービスの検討						
1-1	新サービス用設備の検討・導入	設備の性能	導入時	1-1			
1-2	新サービスの提供方法の検討	品質、原価率	毎月	1-2			
1-3	新サービスの価格の検討	売上高	毎月	1-3			
2	新サービス提供開始						
2-1	店舗での提供開始	売上高	毎月	2-1			
2-2	提携先での提供開始	売上高	毎月	2-3			
3	広告宣伝活動						
3-1	ホームページ作成	アクセス数	毎月	2-1			
3-2	チラシの作成・配布	配布数・来店数	毎月	2-1			
4	人材の確保・育成						
4-1	従業員の採用	採用人数	採用時	3-1			
4-2	従業員の育成	技術の習熟度	毎月	3-1 ～ 3-4			
5	サービス内容の見直し						
5-1	サービス内容の見直し	顧客アンケート、売上高、原価率	毎年	2-4 3-4			
5-2	サービス内容・提供方法の改善	売上高、原価率	改善時	3-1			

【別表2の書き方注意点】

別表1に記載した「新たな事業」の具体的な実施項目について、計画期間内における実施時期、評価頻度、評価基準を記載してください。

①「番号」

1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2 というように、実施項目を関連付けて記載してください。

②「実施項目」

・具体的な実施内容を記載してください。

・特許の取得等を計画に盛り込もうとする場合は、「〇〇の技術開発」「特許の取得」等の言葉を入れてください。

③「評価基準」

定量化できるものは定量化した基準を設定することとしますが、定性的な基準でも可とします。

④「評価頻度」

自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を記載ください。

例：毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後

⑤「実施時期」

実施項目を開始する時期を四半期単位で記載してください。

例：初年の最初の四半期に開始 → 1-1

3年目の第4四半期に開始 → 3-4

※実績欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はありませんが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載してください。

実施状況 ◎：計画どおり実行できた。
○：ほぼ計画どおり実行できた。
△：実行したが不十分だった。
×：ほとんど実行できなかった。

効果 ◎：効果が十分上がった。
○：ほぼ予定の効果が得られた。
△：少し効果があった。
×：ほとんど効果がなかった。

対策 実施状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載してください。

別表 3

(別表 3)
経営計画および資金計画
参加特定事業者名

		(単位:千円)										
		2年前	1年前	直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後
		(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
	①売上高											
	②売上原価											
	③売上総利益 (①-②)											
6	④販売費及び 一般管理費											
	⑤営業利益											
	⑥経常利益											
7	⑦給与支給総額											
8	⑧人件費											
9	⑨設備投資額											
10	⑩運転資金											
11	普通償却額											
	特別償却額											
	⑪減価償却費											
13	⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)											
	⑬従業員数											
15	⑭一人当たりの付 加価値額(⑫÷⑬)											
⑮ (⑩+⑭)	⑮ 政府系金融 機関借入	—	—	—								
	民間金融 機関借入	—	—	—								
	自己資金	—	—	—								
	その他	—	—	—								
	合 計	—	—	—								

(各種指標の算出式)

「給与支給総額」：給料＋賃金＋賞与＋各種手当

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。 はい いいえ

減価償却費にリース費用を算入しましたか。 はい いいえ

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。 はい いいえ

【別表3の書き方注意点】

- ・実績値は、直近3期の決算書をもとに記載してください。
- ・各項目を円単位で積み上げた上で千円未満を四捨五入し、千円単位で記載してください。
- ・創業3年未満の場合は記入できる範囲で記載してください。
- ・「経営計画及び資金計画」の計画値は、計画期間のみ記載してください。
- ・共同での申請の場合、参加する構成員毎に別表3を作成してください。

⑥「経常利益」 = 損益計算書上の経常利益

⑦「給与支給総額」 = 給料(※1) + 賃金 + 賞与 + 各種手当(※2)

※1 役員及び従業員に支払う給料

※2 給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)、福利厚生費等は含まない。

⑧「人件費」

⑦「給与支給総額」に、以下の各項目の全てを加算した総額

(これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算定してください)

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
- ・役員給与、従業員給与、賞与、賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

⑨「設備投資額」、⑩「運転資金」

- ・直近期末以前のものは記載不要

⑪「減価償却費」

- ・減価償却費(繰延資産の償却額を含む)
- ・リース・レンタル費用(損金算入されるもの)

⑬「従業員数」

- ・勤務時間によって人数を調整
- ・従業員数は、⑧人件費と整合性のとれるものとする
(派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合は、従業員数にも加える)
- ・年度途中で人数の変更があった場合は月割りで計算する
- ・割り切れない場合は小数点以下第2位を四捨五入してください

例) [3月期決算の場合]

平成29年4月から12月まで10人、平成30年1月から3月まで8人の場合

$$\therefore 10 \text{人} \times 9/12 \text{月} + 8 \text{人} \times 3/12 \text{月} = \underline{9.5 \text{人}}$$

⑮「資金調達額」

各期の⑨設備投資額及び⑩運転資金の合計と、資金調達額の合計が一致すること

⑯付加価値額等の算出方法 該当する方に○印を付けること

【別表3の記載例① 法人(製造原価報告書なし)】

損益計算書		金額	
自 2018年 11月 1日		(単位：円)	
至 2019年 10月 31日			
株式会社とちまる菓子店			
科 目		金額	
I 売上高			
売上高	50,000,000		
〇〇収入	10,000,400		
その他売上	4,246,000		
		64,246,400	
II 売上原価			
〇〇商品棚卸高	5,000,000		
〇〇製造原価	20,401,600		
		25,401,600	
		売上総利益	38,844,800
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬	10,000,000		
給料手当	6,000,000		
賞与	2,000,000		
雑給	500,000		
退職手当	500,000		
法定福利費	1,000,300		
福利厚生費	861,100		
〇〇〇〇	...		
〇〇〇〇	...		
〇〇〇〇	...		
減価償却費	398,500		
リース料	100,400		
		31,089,000	
		営業利益	7,755,800
IV 営業外収益			
受取利息	300,000		
受取配当金	200,000		
雑収入	100,000		
		600,000	
営業外費用			
V 支払利息	500,000		
雑損失	203,000		
		703,000	
		経常利益	7,652,800
特別利益			
VI ×××			
特別損失			
VII □□□			
			当期純利益

(別表3)

経営計画および資金計画

参加特定事業者名 株式会社とちまる菓子店

(単位：千円)

	2年前 (2019年10月)	1年前 (2020年10月)	直近期末 (2021年10月)	1年後 (2022年10月)	5年後 (2026年10月)
①売上高	64,246	56,363	52,421	55,000	65,000
②売上原価	25,402	20,541	20,397	21,950	27,725
③売上総利益 (①-②)	38,844	35,822	32,024	33,050	37,275
④販売費及び 一般管理費	31,089	32,680	29,516	30,344	32,584
⑤営業利益	7,755	3,142	2,508	2,706	4,691
⑥経常利益	7,653	5,760	5,090	5,000	4,600
⑦給与支給総額	18,500	18,500	17,500	17,500	19,500
⑧人件費	20,861	20,960	19,713	20,000	21,800
⑨設備投資額	-	-	-	3,000	-
⑩運転資金	-	-	-	1,000	-
普通償却額	499	431	440	500	600
特別償却額	-	-	-	-	-
⑪減価償却費	499	431	-	-	600
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	29,115	24,533	-	-	991
⑬従業員数	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
⑭一人当たりの付加価値 額(⑫÷⑬)	5,823	4,907	4,532	4,641	5,418
⑮資金調達額	-	-	-	2,000	-
政府系金融 機関借入	-	-	-	-	-
民間金融 機関借入	-	-	-	2,000	-
自己資金	-	-	-	2,000	-
その他	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	4,000	0

別表4に記載した設備投資計画及び
運転資金計画に要する額をもれなく
記載。

【別表3 記載例② 法人(製造原価報告書あり)】

製造原価報告書		損益計算書	
自 2018年 11月 1日 至 2019年 10月 31日		自 2018年 11月 1日 至 2019年 10月 31日	
株式会社とちまる菓子店		とちまる菓子店	
科 目	金 額	科 目	金 額
【材料費】		売上高	50,000,000
主要材料費	4,000,000	〇〇収入	10,000,400
その他材料費	1,000,000	その他売上	4,246,000
	5,000,000		64,246,400
【労務費】		II 売上原価	
賃 金	4,000,000	〇〇商品棚卸高	5,000,000
法定福利費	1,000,000	〇〇製造原価	20,401,600
福利厚生費	500,000	売上総利益	38,844,800
	5,500,000		
【経 費】		III 販売費及び一般管理費	
修繕費		役員報酬	10,000,000
水道光熱		給料手当	6,000,000
消耗品		賞与	2,000,000
租税公		雑給	500,000
運 料		退職手当	500,000
燃 費		法定福利費	1,000,300
雑 費	901,600	福利厚生費	861,100
減価償却費	2,000,000	〇〇〇	...
	9,901,600	〇〇〇	...
当期製品製造原価	20,401,600	〇〇〇	...
		減価償却費	398,500
		リース料	100,400
		営業利益	7,755,800
		IV 営業外収益	
		受取利息	300,000
		受取配当金	200,000
		雑収入	100,000
			600,000
		V 営業外費用	
		支払利息	500,000
		雑損失	203,000
			703,000
		経常利益	7,652,800
		VI 特別利益	×××
		VII 特別損失	□□□
		当期純利益	
		⑩減価償却費	
		減価償却費、リース費用(損金算入されるもの)、繰延資産の償却額	

(別表3)
経営計画および資金計画
参加特定事業者名 株式会社とちまる菓子店 (単位:千円)

	2年前 (2019年10月)	1年前 (2020年10月)	直近期末 (2021年10月)	1年後 (2022年10月)	5年後 (2026年10月)
①売上高	64,246	56,363	52,421	55,000	65,000
②売上原価	25,402	20,541	20,397	21,950	27,725
③売上総利益 (①-②)	38,844	35,822	32,024	33,050	37,275
④販売費及び一般管理費	31,089	32,680	29,516	30,344	32,584
⑤営業利益	7,755	3,142	2,508	2,706	4,691
⑥経常利益	7,653	5,760	5,090	5,000	4,600
⑦給与支給総額	18,500	18,500	17,500	17,500	19,500
⑧人件費	20,861	20,960	19,713	20,000	21,800
⑨設備投資額	-	-	-	3,000	-
⑩運転資金	-	-	-	1,000	-
普通償却額	2,499	2,350	2,245	500	600
特別償却額					
⑪減価償却費	2,499	2,350	2,245	500	600
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑩)	31,115	26,452			991
⑬従業員数	5.0	5.0			5.0
⑭一人当たりの付加価値額 (⑫÷⑬)	6,223	5,290			118
⑮資金調達額					
政府系金融機関借入	-	-	-	-	-
民間金融機関借入	-	-	-	2,000	-
自己資金	-	-	-	2,000	-
その他	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	4,000	0

別表4に記載した設備投資計画及び運転資金計画に要する額をもなく記載。

【別表3 記載例③ 個人】

令和1年分所得税青色申告書（一般用）

住所		フリガナ氏名	◎	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地		電話番号			氏名
業種名	屋号	とちまる菓子店	加入団体名		電話番号

年月日

損益計算書(自1月1日至12月31日)

科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	
売上(収入)金額(雑収入含む) ①	64,246,000	消耗品費 ⑰	1,000,000	貸倒引当金 ⑳	1,000,000	
売上原価	仕入金額(製品製造原価) ②	25,402,000	減価償却費 ⑱	499,000	計 ㉑	1,000,000
	小計(②+③) ④	25,402,000	福利厚生費 ⑲	861,000	専従者給与 ㉒	5,000,000
	差引原価(④-⑤) ⑥	25,402,000	給料賃金 ㉓	15,000,000	貸倒引当金 ㉔	
	差引金額(①-⑥) ⑦	38,844,000	外注工賃 ㉕	703,000	計 ㉕	703,000
			地代家賃 ㉖	1,500,000	経常利益 ㉖	7,052,000
		貸倒金 ㉗		△営業利益 ㉗	3,142,000	
				△利子割引(営業外費用) ㉘	703,000	
				青色申告特別控除前の所得金額(33+37-42) ㉙	8,052,000	
				青色申告特別控除額 ㉚		
経費		④ 販売費及び一般管理費		⑦ 給与と支給総額		
租税公課 ⑧		経費計 ㉛ 26,792,000		給料賃金 ㉓ 15,000,000		
荷造運賃 ⑨		専従者給与 ㉜ 5,000,000		専従者給与 ㉜ 5,000,000		
水道光熱費 ⑩		△利子割引(営業外費用) ㉘ 703,000		青色申告特別控除前の所得金額 ㉙ 8,052,000		
旅費交通費 ⑪		計 ㉛ 31,089,000		計 ㉛ 28,052,000		
通信費 ⑫						
広告宣伝費 ⑬		雑費 ㉜ 800,000				
接待交際費 ⑭		計 ㉜ 26,792,000				
損害保険料 ⑮		差引金額(⑦-⑫) ㉝ 12,052,000				
修繕費 ⑯						
				⑧ 人件費		
				給料賃金 ㉓ 15,000,000		
				専従者給与 ㉜ 5,000,000		
				青色申告特別控除前の所得金額 ㉙ 8,052,000		
				福利厚生費 ⑲ 861,000		
				計 ㉛ 28,913,000		

(別表3)
経営計画および資金計画
参加特定事業者名 とちまる菓子店(とちまるくん) (単位:千円)

	2年前 (2019年12月)	1年前 (2020年12月)	直近期末 (2021年12月)	1年後 (2022年12月)	5年後 (2026年12月)
①売上高	64,246	56,363	52,421	55,000	65,000
②売上原価	25,402	20,541	20,397	21,950	27,725
③売上総利益(①-②)	38,844	35,822	32,024	33,050	37,275
④販売費及び一般管理費	31,089	32,680	29,516	30,344	32,584
⑤営業利益	7,755	3,142	2,508	2,706	4,691
⑥経常利益	7,052	2,566	1,999	2,206	4,231
⑦給与と支給総額	28,052	20,000	19,000	19,500	21,000
⑧人件費	28,913	21,960	20,713	21,000	22,800
⑨設備投資額	-	-	-	3,000	-
⑩運転資金	-	-	-	1,000	-
普通償却額	499	431	440	500	600
特別償却額					
⑪減価償却費	499	431	440	500	600
⑫付加価値額(⑤+⑧+⑪)	37,167	25,533	22,261	26,406	31,496
⑬従業員数	5.0	5.0			
⑭一人当たりの付加価値額(⑫÷⑬)	7,433	5,107			
⑮資金調達額					
政府系金融機関借入	-	-	-	-	-
民間金融機関借入	-	-	-	2,000	-
自己資金	-	-	-	2,000	-
その他	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	4,000	0

※申告書の様式等はイメージです。また、一部記載を省略しています。

別表 4

参加中小企業者名 株式会社△△工業

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

対照項目：別表 3 ⑨設備投資額、⑮資金調達額

(単位:千円)

	機械装置名称	導入年度	単価	数量	金額
1	印刷機	2020	160,000	1	160,000
2	〇〇商品天糊機	2021	15,000	1	15,000
3	〇〇商品裁断機	2021	10,000	1	10,000
4	〇〇商品専用自動裁断機	2022	40,000	1	40,000
	合計				225,000

1

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

対照項目：別表 3 ⑩運転資金、⑮資金調達額

(単位:千円)

	年 度	金 額
1	2020年度	50,000
2	2021年度	20,000
3	2022年度	10,000
	合計	80,000

2

【別表 4 の書き方注意点】

- ・経営革新を進めるために必要な設備投資や運転資金について記載してください。
- ・別表 3 に記載した⑨設備投資額と⑩運転資金と矛盾がないか、ご確認ください。
- ・共同での申請の場合、参加する構成員毎に別表 4 を作成してください。
- ・千円単位で記載してください。

① 設備投資計画

- ・必要性及び金額の根拠について、計画の中でご説明ください。また、必要に応じて見積もり等の資料をご提出ください。
- ・合計は、別表 3 の「⑨設備投資額」の金額と一致します。

② 運転資金

- ・必要性及び金額の根拠について、計画の中でご説明ください。また、必要に応じて見積もり等の資料をご提出ください。
- ・合計は、別表 3 の「⑩運転資金」の金額と一致します。

別表 5

*組合のみ作成してください。

(個別の特定事業者やグループについては作成の必要はありません。)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位:千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1 ○○の研究開発	R4	生産数量	○○○,○○○	△△△,△△△
2			(○○円×○○台)	(△△円×△△社……)
3				(△△円×△△社……)
4				
5				

【別表 5 の書き方注意点】

- ・組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準を記載してください。
- ・「賦課基準」については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載してください。

別表 6

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合は、送付希望欄に○を記入して下さい。

承認書類の送付を希望する機関名	送付希望
東京中小企業投資育成株式会社	
栃木県信用保証協会	○
独立行政法人中小企業基盤整備機構	
株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業 宇都宮支店	
株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 宇都宮支店	
株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 佐野支店	
栃木県商工会連合会	
栃木県中小企業団体中央会	
公益財団法人栃木県産業振興センター	

この様式は、それぞれの支援施策の利用を保証するものではありません。
 施策の利用条件等については、あらかじめ関係機関にご確認下さい。

別表 8

経営革新計画提出に当たり協力を得た機関等

「経営革新計画」提出に当たり協力を得た機関等があれば、当該箇所に○印をつけ、名称をご記入下さい。

支援機関（○を付けてください。）		名称
	1 政府系金融機関	
	2 民間金融機関	
	3 中小企業診断士	
	4 税理士・公認会計士・行政書士等	
○	5 商工会・商工会議所等	○○商工会
	6 県・市町村関係機関	
	7 その他（具体的にご記載下さい。）	

※今後、各種情報提供や計画のフォローアップ等にかかる御連絡先をご記入下さい。

担当者職・氏名	代表取締役 ○○ ○○
電話番号	○○○-○○○-○○○○
E-mail	○○○@・・・

4 計画承認後について

(1) 実施状況（フォローアップ）調査・終了企業調査

計画期間における前年度の実施状況を年1回報告していただきます。（ただし、計画承認後1期以上決算を終了している特定事業者に限ります。）【フォローアップ調査、実施状況調査】

また、計画期間が終了した場合には、計画に定める目標の達成状況等について報告していただきます。【終了企業調査】

県から電子メールにより調査票が送付されますので、御回答をお願いします。

(2) フォローアップアドバイザー派遣

承認企業が計画実行の過程で直面した課題解決のため、専門的知識が必要となった場合に、アドバイザー（中小企業診断士）を派遣し、計画目標（付加価値額、給与支給総額の向上等）を達成できるように指導・助言を行います。

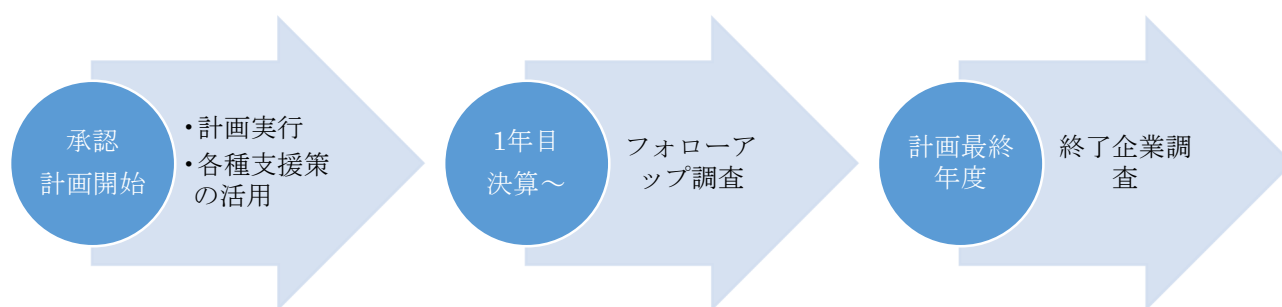
(3) 変更申請

計画が承認となった後、計画を変更する場合は変更申請をしていただく必要があります。ただし、当初の計画の主旨を変えないような軽微な変更については変更申請の必要はありません。

計画を遂行していくうえで、計画の内容や資金調達額、設備投資額等を変更する必要がある場合は、あらかじめ県の担当者に相談してください。

なお、本社（主たる事務所）所在地や代表者が変更になった場合などは、「軽微変更届」を提出して下さい。

(4) 経営革新計画承認後の手続き（フロー図）



5 その他

○複数の特定事業者が共同で申請する場合(申請書、別表1～8)

まず、代表会社(3社以内)を決定した上で、

- ・様式第1「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を提出してください。
- ・別表1、2、6、7、8については、共同申請者の分をとりまとめ、代表会社が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、共同申請者全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- ・別表3、4については、各個別企業ごとに記載してください。(別表5は記入の必要はありません。)
- ・なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いします。

例：2社での共同申請の場合

様式第1
経営革新計画に係る承認申請書

年月日

栃木県知事 様

住所 ○○市○○町○○
名称及び ○○株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○○○ 印

住所 ○○市○○町○○
名称及び ○○株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○○○ 印

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

単独申請の場合との相違点

①～④の4点について単独申請の場合と異なります。他の書類(別表5～8)については単独申請と同じです。

①承認申請書(様式第1)の申請者名は連名で記載してください。

(別表1)
経営革新計画

申請者名・資本金・業種

申請者名: 業 種:
資本金: 法人番号:

実施体制

新事業活動の類型 経営革新の目標

計画の概要となる簡潔な説明を900文字以内で記述してください。

1. 新商品の開発又は生産
2. 新技術の開発又は提供
3. 商品・サービスの生産又は販売の方法の導入
4. 投資となる機軸の方式の導入
5. 技術に関する研究開発及びその成果の活用
6. その他新たな事業活動

計画期間又は事業期間: 年月～年月
研究開発期間: 年月～年月 事業期間: 年月～年月
経営革新の内容及び既存事業との関連性

経営の向上の程度を示す指標

指標	現状(千円)	計画終了時の目標値(千円)	計画期間(年)
1 付加価値額			
2 一人当たりの付加価値額			
3 給与支払総額			

A社 B社

合算

A社

B社

②2社による共同事業として別表1、2は2社で1つを作成

③別表3は2社がそれぞれ作成し、合算してください。(合計3枚作成)

④別表4は2社がそれぞれ作成してください。

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ・様式第2において、共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載すること。
- ・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- ・変更申請が必要な変更かどうか、あらかじめ経営支援課まで御相談ください。

様式第9

承認経営革新計画に係る軽微変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付け経支第 号により承認を受けました経営革新計画について、下記のとおり軽微な変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更の種類（該当するものに☑）

- 本社（主たる事務所）所在地の変更
 代表者の変更
 その他の変更
（内容：)

2 変更の内容

（変更前）

（変更後）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。
- ・軽微変更届を提出する場合は、あらかじめ経営支援課まで御相談ください。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称
A	農業、林業
01	農 業
02	林 業
B	漁 業
03	漁業（水産養殖業を除く）
04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建 設 業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
E	製 造 業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
G	情報通信業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）

分類	名 称
I	卸売業、小売業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
J	金融業、保険業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
O	教育、学習支援業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業（別掲を除く）
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗 教
95	その他のサービス業
96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）
97	国家公務
98	地方公務
T	分類不能の産業
99	分類不能の産業